

神奈川県行政書士会会員の処分に関する規則

(目 的)

第 1 条 この規則は、神奈川県行政書士会会則（以下「会則」という。）第 8 2 条の規定に基づき、同第 1 4 条に規定する会員に対する処分、その他の措置等に関して必要な事項を定める。

第 1 章 会員の処分等

(個人会員の処分)

第 2 条 神奈川県行政書士会（以下「本会」という。）は、個人会員が次の各項各号の一に該当するに至ったときは当該会員の処分を行う。ただし、その行為または事実が軽微なものであるときは、この限りでない。

- 2 個人会員が次の各号の一に該当するときは、会則第 1 5 条第 1 項第 1 号に規定する訓告処分を行う。
 - (1) 行政書士法（以下「法」という。）第 6 条の 4 に違反し、登録事項に変更を生じた場合の変更登録義務を怠り、本会の指導に従わないとき。
 - (2) 行政書士法施行規則（以下「法施行規則」という。）第 5 条に違反し、補助者設置、異動、廃止の届出義務を怠り、本会の指導に従わないとき。
 - (3) 法施行規則第 7 条に違反し、正当な事由なく業務の処理を遅滞したとき。
 - (4) 法施行規則第 9 条に違反し、作成書類への記名及び職印の押印を怠り、本会の改善指導に従わないとき。
 - (5) 法施行規則第 1 0 条に違反し、日本行政書士会連合会（以下「連合会」という。）所定の領収証を作成せず、若しくはこれを交付せず、または副本を所定期間保存しなかったとき。
 - (6) 本会または連合会が開催する基礎研修会に入会后 3 年以上参加せず、その後本会が 1 年以上の期間を定めて参加を求めたにもかかわらず、参加がなく、法第 1 3 条の 2、連合会会則第 6 2 条の 2 及び会則第 5 9 条に定める努力を怠ったとき。
 - (7) 行政書士倫理第 2 6 条に反し、他の行政書士、行政書士法人、または本会並びに連合会を誹謗中傷する等、信義に反する行為をしたとき。
- 3 個人会員が次の各号の一に該当するときはまたは、前項各号に該当する行為で悪質なものについては、会則第 1 5 条第 1 項第 2 号に規定する 2 年以内の会員の権利の停止処分を行う。
 - (1) 法第 9 条に違反し、帳簿の備え付け、保存をしないとき。
 - (2) 法第 1 条の 2 第 2 項に違反し、他の法律で制限されている業務を行ったとき。
 - (3) 法第 1 1 条に違反し、正当な事由なく業務の依頼を拒んだとき。
 - (4) 法第 1 2 条に違反し、業務上知り得た秘密を正当な事由なく他に漏らしたとき。
 - (5) 法施行規則第 4 条、連合会会則第 6 1 条に違反して自ら業務を行わず非行政書士である他人に業務を行わせ、または会則第 5 8 条に違反して補助者に一任して包括的に業務を処理させたとき。
 - (6) 法施行規則第 6 条第 2 項及び会則第 6 2 条に違反して不正または不当な手段で業務を誘致したとき。
 - (7) 法施行規則第 7 条に違反して、正当な事由なく業務の処理を遅滞し依頼者に損害を与えたとき。
 - (8) 連合会会則第 6 1 条の 2 の規定による「職務上請求書」を職務目的以外に不正に使用し、また

は当該請求用紙を他人に譲渡したとき。

- (9) 行政書士に関する法令または他の法令に違反して知事の懲戒処分を受け、行政書士の信用または品位を害したとき。
 - (10) 会則第9条第1項の会費を6ヶ月以上滞納し、1ヶ月以上の期間を定めて催告したにもかかわらず会費を納入しないとき。
- 4 個人会員が次の各号の一に該当するときまたは、前項各号に該当する行為で特に悪質なものについては、会則第15条第1項第3号の廃業勧告処分を行う。
- (1) 明らかに違法・不正な業務の依頼を受託し、または、依頼者の違法・不正な行為を助長し、若しくはそれらの行為を利用したとき。
 - (2) 依頼を受けた業務につき、何ら正当な事由なく当該業務の処理を行わず依頼者に重大な損害を与えたとき。
 - (3) 刑罰法規に違反するなどの反社会的行為をなして逮捕・起訴され、または知事の業務停止以上の懲戒処分を受け、行政書士の信用または品位を著しく害したとき。
 - (4) 会則第9条第1項の会費を24ヶ月以上滞納し、相当の期間を定めて催告し、督促したにもかかわらず会費を納入しないとき。

(法人会員の処分)

第3条 本会は、法人会員が次の各項各号の一に該当するに至ったときは当該法人会員の処分を行う。

ただし、その行為または事実が軽微なものであるときは、この限りでない。

- 2 法人会員が次の各号の一に該当するときは、会則第16条第1項第1号に規定する訓告の処分を行う。
 - (1) 法第13条の11に違反し、定款に変更を生じた場合の変更届出義務を怠り、本会の指導に従わないとき。
 - (2) 法施行規則第5条に違反し、補助者設置、異動、廃止の届出義務を怠り、本会の指導に従わないとき。
 - (3) 法施行規則第12条の3により準用する第9条に違反し、作成書類への記名及び職印の押印を怠り、本会の改善指導に従わないとき。
 - (4) 法施行規則第12条の3により準用する第10条に違反し、連合会所定の領収証を作成せず、若しくはこれを交付せず、または副本を所定期間保存しなかったとき。
- 3 法人会員が次の各号の一に該当するとき、または前項各号に該当する行為で悪質なものについては、会則第16条第1項第2号に規定する2年以内の会員の権利停止の処分を行う。
 - (1) 法第9条に違反し、帳簿の備え付け、保存をしないとき。
 - (2) 法第13条の14の規定による社員の常駐義務に違反したとき。
 - (3) 法第13条の15に違反し、特定業務にかかる社員が常駐しない事務所において当該特定業務を行ったとき。
 - (4) 法第13条の17において準用する法第11条に違反し、正当な事由なく業務の依頼を拒んだとき。
 - (5) 法施行規則第4条、連合会会則第61条に違反して自ら業務を行わず非行政書士である他人に業務を行わせ、または会則第58条に違反して補助者に一任して包括的に業務を処理させたとき。
 - (6) 法施行規則第6条第2項及び会則第62条に違反して不正または不当な手段で業務を誘致したとき。
 - (7) 法施行規則第7条に違反して、正当な事由なく業務の処理を遅滞し依頼者に損害を与えたとき。
 - (8) 行政書士に関する法令または他の法令に違反して知事の懲戒処分を受け、行政書士の信用また

は品位を害したとき。

- (9) 連合会会則第61条の2の規定による「職務上請求書」を職務目的以外に不正に使用し、または当該請求用紙を他人に譲渡したとき。
 - (10) 会則第9条第2項の会費を6ヶ月以上滞納し、1ヶ月以上の期間を定めて催告したにもかかわらず会費を納入しないとき。
- 4 法人会員が次の各号の一に該当するとき、または前項各号に該当する行為で特に悪質なものについては、会則第16条第1項第3号に規定する解散の勧告、従たる事務所廃止の勧告処分または第4号に規定する事務所廃止の勧告処分を行う。
- (1) 依頼を受けた業務につき、何ら正当な事由なく当該業務の処理を行わず依頼者に重大な損害を与えたとき。
 - (2) 刑罰法規に違反するなどの反社会的行為をなして起訴され、または知事の業務停止以上の懲戒処分を受け、行政書士の信用または品位を著しく害したとき。
 - (3) 会則第9条第2項の会費を24ヶ月以上滞納し、相当の期間を定めて催告し、督促したにもかかわらず会費を納入しないとき。

第2章 処分の決定手続等

(理事会への付議)

第4条 会長は、会則第49条第3項に基づき綱紀委員会から報告があった議決の結果について理事会に付議するものとする。

- 2 綱紀委員長は、前項の付議にあたり、会則第14条第3項の報告を行い、その経過を説明するものとする。

(弁明の機会)

第5条 会長は、前条による理事会への付議をしようとするときは、会則第14条第2項の規定に基づき、当該会員に対して弁明の機会を与えるものとする。

- 2 会長は、前項による弁明の機会の付与にあたり、当該会員に対して処分対象となる事実、弁明のための日時及び場所をその1週間前までに文書で通知するものとする。
- 3 弁明の機会の主宰者は、当該会員の弁明の聴取を行うものとし、出席役員のうちから会長が指名する。
- 4 当該会員が弁明を行うにあたっては、会長が指定した期日までに弁明書を提出するとともに、弁明に際し口頭で事実若しくは意見を述べ、証拠書類または証拠物を提出することができる。
- 5 理事会は、弁明の機会が終了し当該会員が退席するまで処分の内容に関する審議をすることができない。
- 6 理事会は、第2条乃至第3条に定める処分であっても弁明の結果その情状を勘案し、処分を減じまたは免除することができる。
- 7 理事会は、当該会員が正当な事由なく期日までに弁明書を提出せず、または弁明の機会に出頭しないときは、改めて弁明の機会を与えることなく処分の議決を行うことができる。

(処分等の通知)

第6条 会長は、理事会が会員の処分を議決したときは、当該会員に対してその処分の種類及び程度並びに処分の対象となる事実及び理由を文書により通知するものとする。

(業務改善計画等の徴求)

第7条 会長は、理事会が会員の処分の議決を行った場合には、事案の内容に応じて当該会員に対して業務改善計画書の提出及び業務改善計画に基づく措置の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

第3章 会員に対する処分の公表**(処分の公表)**

第8条 本会は、理事会が会則第15条第1項第3号または同第16条第1項第3号乃至第4号に定める処分の議決をしたときは、直ちにこれを本会会報及び本会ホームページに掲載して公表するものとする。

(公表の範囲)

第9条 公表する処分内容の範囲は次の通りとする。

- (1) 処分を受けた個人会員の氏名並びに事務所所在地、法人会員にあっては法人の名称及び主たる事務所並びに代表社員の氏名
- (2) 処分の理由（違反行為が会則第14条第1項第1号に該当する場合にあっては当該違反行為にかかる法令等を、同項第2号に該当する場合にあってはその旨を記載するものとする。）

(公表の期間)

第10条 第8条による公表の期間は原則として無期限とする。ただし、当該会員の登録が抹消されたとき（知事の業務禁止処分による抹消を除く。）又は第12条の要件を満たした場合で理事会の議決があったときは、そのときをもって期限とする。

第4章 会員の権利の停止期間短縮及び期限設定**(期間短縮及び期限設定の対象)**

第11条 会則第14条第5項の規定に基づく会員の権利の停止の期間の短縮（以下「期間短縮」という。）及び期限の設定（以下「期限設定」という。）の対象は次のとおりとする。

- (1) 期間短縮は、会則第15条第1項第2号及び同第16条第1項第2号による2年以内の会員の権利停止を対象とする。
- (2) 期限設定は、会則第15条第1項第3号並びに同第16条第1項第3号及び第4号による無期限の会員の権利停止を対象とする。

(期間短縮及び期限設定の要件)

第12条 会則第14条第4項の「当該処分の原因となった事由が今後生ずるおそれがないと認められるとき」という基準を満たすためには、次の要件を具備することを要する。

- (1) 会費滞納を理由とする会則第15条第1項第2号及び同第16条第1項第2号の会員の権利停止期間短縮については、滞納分の会費全額及びその後3ヶ月分（分割納付1期分）以上の会費が納付されたこと。
- (2) 知事から業務停止処分を受けた場合における会則第15条第1項第2号及び同第16条第1項第2号の会員の権利停止期間短縮については、その業務停止期間が満了したこと。
- (3) 会費滞納を理由とする会則第15条第1項第3号並びに同第16条第1項第3号及び第4号に

よる会員の権利停止期限の設定については、滞納分の会費全額及びその後6ヶ月分以上の会費が納付されたこと。または、滞納会費全額納入後1年以上経過した間に新たな滞納が発生しないこと。

(理事会決議)

第13条 会長は、処分を受けた会員が前条の要件を具備したと認めるときは、直近の理事会に報告し、期間短縮または期限設定を行うかについて議決を求めるものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成22年12月16日から施行する。
- 2 「神奈川県行政書士会綱紀規則」及び「会員に対する処分の公表に関する規則」並びに「会員の権利の停止の期間短縮及び期限設定に関する規則」は、この規則の施行をもって廃止する。

附 則

この規則は、平成25年2月20日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年7月24日から施行する。